「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」に関するコメント

平成 18年 5月 29日

あずさ監査法人 コンバージェンス検討プロジェクト

平成18年4月14日付で公表されました「棚卸資産の評価原則に関する会計基準 (案)」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下 のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。 公認会計士 斎藤昇、 公認会計士 前田啓、 公認会計士 轡田 留美子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部 (Tel:) 斎藤昇までお願いします。

1. 第3項に関して(範囲)

他の基準が存在する、売買目的有価証券や、ソフトウェア範囲については、結論の背景で「対象から除外される範囲」として説明されているが、固定資産の減損に係る会計基準やストック・オプション等に関する会計基準と同様に、本文である第3項自身でも、「ただし、他の会計基準において取扱いが示されているものは、該当する他の会計基準の定めによる。」を明記した方が良いのではないか。また、下記8で示している工事損失引当金、受注損失引当金等は企業会計原則注解 注18の定めに従うものと考えることでよいか。その取扱いについて第28項で明記してはどうか。

2. 第5項に関して(用語の定義)

正味売却価額において売価から控除される、見積追加製造原価及び見積販売直接経費について実務上、混乱が予想されるのでその範囲や考え方を明らかにしてはどうか。

3. 第8項に関して(売価)

売却市場において市場価格が観察できないときに、合理的に算定された価額として、期 末前後での販売実績に基づく価額も含まれるとあるが、期末前後とはどの程度のことを いうのかについて、実務上、取扱いに幅が生じると思われるので考え方や目安を明らか にしてはどうか。

4. 第9項に関して(正味売却価額に準じた切下げ方法)

「営業循環過程から外れた滞留又は処分見込の棚卸資産」には、補修部品等が含まれることを明示してはどうか。実務上は会計処理が統一されておらず、かつ、有償修理の場合は正味売却価額を下回らないので、低価法適用についての考え方を記載してはどうかと思料する。

5. 第11項に関して(加重平均売価等)

「加重平均売価等」の使用を認めているが、恣意性を排除するため、「継続適用」の要件を明記してはどうか。

6. 第17項に関して (開示)

第17項において、製造に不可避的に発生する簿価切下額は製造原価と記載されているが、「製造に不可避的に発生する」とは、例えば下記の事項を意味すると考えてよいか。

- 製造量が予定より少量であったため、固定費配賦額が多額になり、簿価の切下げが 必要となった場合
- 製造ロットの都合で予定販売量以上の製造とならざるを得ず、結果として滞留在庫となる場合
- いわゆる補修部品を在庫として保有せざるをえない場合 それとも、単に「製造に関連して発生する」ことを意味しているのか。「製造に不可避的 に発生する」という表現が、解りにくいと考えられるので、加筆を検討してはどうか。

7. 第21項に関して(適用時期)

21項「ただし」書きによれば、本基準が公表されると即座に早期適用が可能であるということか。「平成19年3月31日以後終了する事業年度から」でも差し支えないと考える。仮に下期から適用した場合、第22項で示している変更差額の取扱いは中間決算との関連が明らかになっていないと考えられるため、実務上の対応を明確にすべきと考える。

8. 第28項~第32項に関して(範囲)

未成工事支出金について言及されていないが、工事損失引当金、受注損失引当金等は引 当金の問題として検討すべきであって、棚卸資産の低価法の対象ではないと考えること でよいか。

しかし、当該引当金の対象を長期、かつ一定金額以上の契約としているケースもあり、 当該引当金の対象以外については低価法の対象にした方が棚卸資産の低価法として整合 性があるようにも考えるがどうか。

また、未成工事支出金に対して実務上は評価損見合いを棚卸資産から直接控除するケースがあるが、この処理が本基準の適用対象となるかどうかが明らかではないと考えるがどうか。

9. 第54項に関して(単位)

54項で記載されている2項目は、実務上、グルーピングが認められるケースが概ね当該2項目に限定されると考えているのであれば、その旨記載することが望ましい。

10. 第66項に関して(注記)

会計基準に対するコメントとしては適切ではないかもしれないが、今後公表される適用 指針において、会計方針の変更に該当する旨を記載する必要があると考えている。実務 上、低価法を採用していなくとも滞留在庫に関して洗替処理で評価損を計上している会 社もあり、当該会社を含めて、新しい基準を採用することになるので会計方針の変更に 該当すると考えるが、現状で評価損を計上しているケースでは別の意見も生じる可能性 があり、考え方を明示する必要があると思料する。

以上